

浄化槽設置補助事業に関する工事写真の撮り方

甲府市浄化槽設置事業補助金の交付を受ける浄化槽工事については、補助事業完了報告書を提出する際に設置工事の写真を添付することとなっています。

工事写真については、次の点について留意願います。

1 浄化槽設備士の撮影について

浄化槽設置予定地を背景に、実地を監督する浄化槽設備士が、浄化槽法別記様式第8号及び第9号で定める標識板を掲げ正面を向いて顔が映っていること。

2 施工状況と日付の記載について

写真の日付については、完了報告書の日付と完成写真の日付が異なるなど施工日に矛盾がないように十分に注意すること。

3 コンクリートの養生期間について

ベース及びスラブに用いる現場打設のコンクリートの養生期間は1週間以上が望ましい。最低でも3日は空けること。なお、既製品のベースコンクリートを使用する場合はこの限りではない。

4 スケールについて

スケールをあてるものについては判読できるよう撮影距離に十分注意すること。